平成２２年（フ）第５９３号
東京都府中市新町１丁目14番地の40
破産者　坂本　和長
1　決定年月日　平成22年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第５９４号
東京都府中市新町１丁目14番地の40
破産者　坂本美奈子
1　決定年月日　平成22年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第３５号
石川県鹿島郡中能登町久江ツ部８番地１
破産者　山田建設株式会社
1　決定年月日　平成22年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所七尾支部

平成２１年（フ）第２９１号
三重県亀山市北山町２番７号
破産者　安藤　陽介
1　決定年月日　平成22年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１９号
三重県鈴鹿市鈴鹿ハイツ５番33号、前住所三重県鈴鹿市東旭が丘２丁目８番10号
破産者　中屋敷孝人
1　決定年月日　平成22年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第８６号
三重県津市安濃町妙法寺892番地
破産者　岩﨑美津子
1　決定年月日　平成22年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第９７号
三重県松阪市曽原町1257番地４、前住所愛知県名古屋市港区正徳町２丁目61番地の１
破産者　河合　　穏
1　決定年月日　平成22年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１５２号
三重県鈴鹿市庄野羽山３丁目１番11号
破産者　杉田　建夫
1　決定年月日　平成22年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第７２３号
住居所不明、住民票上の住所滋賀県高島市マキノ町白谷159番地１
破産者　野田　平嗣
1　決定年月日　平成22年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第８１号
広島県尾道市土堂１丁目５番22号
破産者　株式会社ザッカス
1　決定年月日　平成22年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２１年（フ）第５４１号
香川県高松市香西東町508番地３
破産者　有限会社マルフジ
1　決定年月日　平成22年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第１９０号
香川県高松市国分寺町新居1335番地１
破産者　株式会社階
1　決定年月日　平成22年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所破産・再生係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第１１８２号
さいたま市桜区栄和４―21―27　ファミール小川Ｂ―102、開始決定時の住所さいたま市桜区大字塚本25番地22
破産者　榎本　貞昭
1　決定年月日　平成22年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１８５６号
埼玉県川口市小谷場418番地１　第２エメラルドハイツ203、住民票上の住所埼玉県川口市芝樋ノ爪１丁目１番33号　富士ハイツ201号
破産者　江幡　正彦
1　決定年月日　平成22年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１９９号
さいたま市岩槻区大字裏慈恩寺1098番地41
破産者　高橋　幸一
1　決定年月日　平成22年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２０８号
埼玉県久喜市久喜中央１丁目９番４―604号
破産者　後藤　正康
1　決定年月日　平成22年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第３５０号
さいたま市岩槻区仲町２丁目11番21―201号
破産者　境　　廣子
1　決定年月日　平成22年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第４０５号
埼玉県戸田市美女木４丁目２番地の７
破産者　飯島　忠嗣
1　決定年月日　平成22年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第４７９号
さいたま市大宮区桜木町４丁目627番地８　サンライフ桜木町201
破産者　林　　純
1　決定年月日　平成22年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第５５０号
埼玉県川口市金山町９番９号　浜田マンション302号
破産者　東　　尚宏
1　決定年月日　平成22年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係